

政令第 号

ランピースキン病を家畜伝染病予防法第六十二条の疾病の種類として指定する等の政令

内閣は、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

（家畜伝染病予防法第六十二条の疾病の種類指定等）

第一条 家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第六十二条の動物及び疾病の種類並びに地域を次のとおり指定する。

一 動物の種類 牛及び水牛

二 疾病の種類 ランピースキン病

三 地域 全国の区域

（家畜伝染病予防法の準用）

第二条 ランピースキン病については、法第五条（第三項を除く。）、第六条から第九条まで、第十一条から第十二条の二まで、第十三条、第十四条、第十七条、第十八条から第二十条まで、第二十一条（第五項

を除く。）、第二十二條、第二十三條（第四項を除く。）、第二十四條、第二十五條、第二十六條から第三十條まで、第三十一條第一項及び第三項、第三十二條から第三十五條まで、第四章（第三十六條の二、第四十四條第三項並びに第四十六條第二項及び第三項を除く。）、第四十七條、第四十八條、第五十二條の三から第五十四條まで、第五十六條、第五十七條、第五十八條（第二項を除く。）、第五十九條、第六十條、第六十條の三並びに第六十一條の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八條の二第二項	政令で定める家畜	牛又は水牛
第十三條の見出し、第十七條の見出し及び第二十九條の見出し	患畜等	ランピースキン病患畜等
第十三條第一項	患畜	ランピースキン病にかかっている牛若しくは水牛（以下「ランピースキン病患畜」という。）

	第十三条第三項、第十 四条第一項及び第三項 、第二十五条第一項、 第二十七条、第五十八 条第一項第一号、第五 十九条並びに第六十条 の三	疑似患畜	疑似患畜
ランピースキン病にかかっている疑いがある牛若しくは水牛（以下「ランピースキン病疑似患畜」という。）	ランピースキン病患畜	疑似患畜	第十三条第三項、第十 四条第一項及び第三項
		ランピースキン病疑似患畜	第十三条第三項、第十 四条第一項及び第三項

、第二十条、第二十五条第一項、第二十七条、第五十八条第一項第三号、第五十九条並びに第六十条の三	第十七条第一項及び第二十一条第一項	第十八条	第二十一条第一項ただし書
	次に掲げる家畜	患畜、疑似患畜又は指定家畜	政令で定める場合 前三条
	ランピースキン病患畜又はランピースキン病疑似患畜	ランピースキン病患畜又はランピースキン病疑似患畜 第十七条	家畜伝染病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十五号。以下「施行令」という。）第六条第一号及び第二号に掲げる場合

	第二十三条第一項ただし書	家きんサルモネラ症の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある物品その他	に準じて農林水産省令で定める場合
	第二十五条第一項ただし書	家きんサルモネラ症に係るものその他農林水産省令	農林水産省令
第二十六条第一項	まん延（家畜以外の動物における牛疫、牛肺疫、口蹄 ^{てい} 疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザのまん延による当該伝染性疾病の病原体の拡散を含む。以下この	まん延	まん延

	第二十八条の二第二項	第二十九条	第三十四条の二第二項
章において同じ。）	まん延（家畜以外の動物における牛疫、牛肺疫、口蹄 ^{てい} 疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの急速かつ広範囲なまん延による当該伝染性疾病の病原体の拡散を含む。）	患畜、疑似患畜及び指定家畜	飼養衛生管理基準が
	まん延	ランピースキン病患畜及びランピースキン病疑似患畜	家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百

第三十四條の三		第三十六條第一項第二号	第五十八條第一項第一号	第五十八條第三項
第十二條の三第二項第三号	第十二條の四第一項	次のイ又はロに掲げる家畜の伝染性疾病	政令で定める額を	政令で定める額と
六十六号）第十二條の三第一項に規定する飼養衛生管理基準が	同条第二項第三号	家畜伝染病予防法第十二條の四第一項	ランピースキン病	施行令第九条に規定する額のうち牛又は水牛に係るものを
			同条に規定する額のうち牛又は水牛に係るものと	第一項

第六十条第二項

附 則

政令で定めるものに相当する額	施行令第十条に規定する額に準じて農林水産省令で定める額
----------------	-----------------------------

(施行期日)

- 1 この政令は、令和七年七月二十八日から施行する。
- 2 この政令は、令和八年七月二十七日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用及びその時まで第二条において準用する法第五十八条第一項若しくは第五十九条の規定により交付する手当金若しくは焼却若しくは埋却に要した費用又は第二条において準用する法第六十条の規定により負担する負担金については、この政令は、その時以後も、なおその効力を有する。

理 由

ランピースキン病のまん延を防止する措置を緊急に講ずる必要があるため、ランピースキン病を家畜伝染病予防法第六十二条の疾病の種類として指定し、及びこれについて同法の規定の一部を準用する等の必要があるからである。